

選告示第26号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成31年4月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「愛灯園 小諸市己字高峯143-1番地」を
「介護老人福祉施設すずらん 北佐久郡立科町芦田720-1
愛灯園 小諸市己字高峯143-1番地」に改める。

選挙管理委員会

選告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成31年4月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

表中

「長野市戸隠農村環境改善センター 戸隠豊岡1552番地
松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 松本市選挙管理委員会」

を

「長野市戸隠農村環境改善センター 戸隠豊岡1552番地
長野市柳原交流センター 大字小島804番地5
長野市長沼交流センター 大字穂保941番地
長野市小田切交流センター 大字山田中2545番地
長野市篠ノ井交流センター 篠ノ井御幣川281番地1
長野市篠ノ井交流センター東福寺分館 篠ノ井東福寺1823番地1
長野市篠ノ井交流センター川柳分館 篠ノ井石川1523番地2
長野市篠ノ井交流センター共和分館 篠ノ井小松原2245番地1
長野市篠ノ井交流センター信里分館 篠ノ井有旅3695番地
長野市篠ノ井交流センター西寺尾分館 篠ノ井杵淵212番地7
長野市篠ノ井交流センター塩崎分館 篠ノ井塩崎3377番地
松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 松本市選挙管理委員会」

に改める。

選挙管理委員会



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画道路事業 3・3・6号北方座光寺線
2 施行者の名称

長野県

- 3 事務所の所在地
飯田建設事務所(飯田市追手町2-678)
4 事業地の所在
(1) 収用の部分
長野県飯田市上郷別府、上郷飯沼及び座光寺地内
(2) 使用の部分
長野県飯田市上郷別府、上郷飯沼及び座光寺地内

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画道路事業
3・5・42号座光寺上郷線及び3・3・39号大門黒田線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県飯田市座光寺及び上郷黒田地内
 - (2) 使用の部分
長野県飯田市座光寺及び上郷黒田地内

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画道路事業 3・5・22号東新町座光寺線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県飯田市上郷飯沼地内
 - (2) 使用の部分
長野県飯田市上郷飯沼及び座光寺地内

都市・まちづくり課